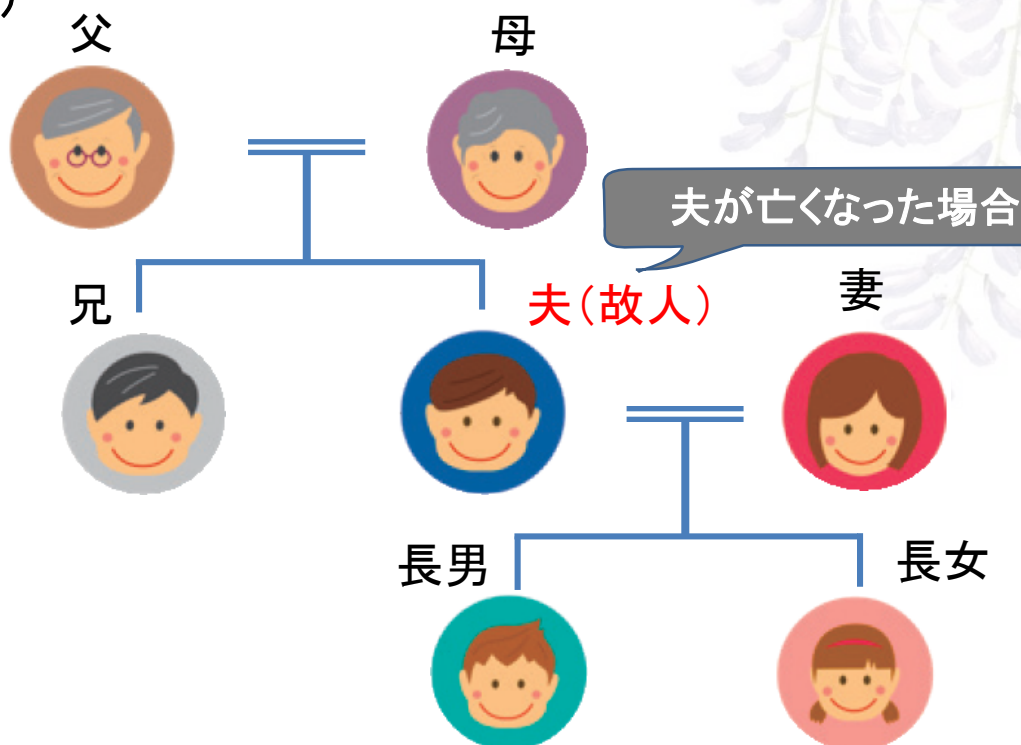


◎役場での手続きができる方、できない方

(例)

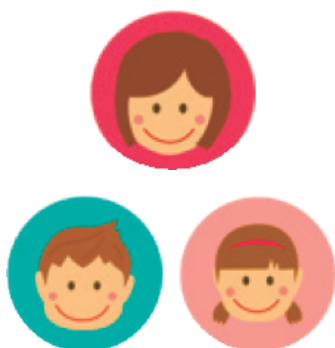


●相続人になる人の順番

配偶者・子がいる場合

第一順位

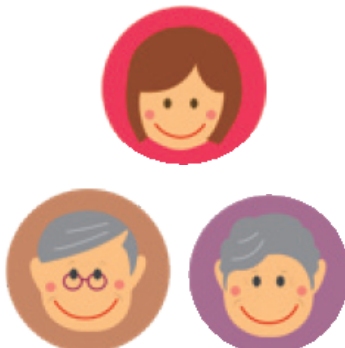
配偶者と子



子・孫がない場合

第二順位

配偶者と
故人の父母



故人の父母がいない場合

第三順位

配偶者と
故人の兄弟姉妹



◎金融機関での相続手続きの進め方の例

遺産分割協議書や遺言書がない場合の一般的な手続きの流れ

1

各金融機関への
相続の申出

口座名義人が亡くなられたことをご遺族から各金融機関に連絡します。
連絡することで口座が凍結され、原則として入出金ができなくなります。

※福智町役場から金融機関への連絡は一切しておりません。

2

必要書類の
案内を受ける

3

必要書類を
集める・記入する

※詳細は必ず金融機関でご確認ください。

- ・ 亡くなられた方の預金通帳等
- ・ 相続人全員を証明する戸籍 又は
法定相続情報一覧図の写し（法務局発行）
- ・ 相続人全員の印鑑登録証明書
- ・ 金融機関所定の相続届出用紙

（相続人全員がそれぞれ直筆で名前、住所等を記入し、実印で押印する必要があります）

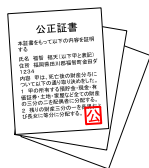
4

各金融機関への
相続の申出



【自筆遺言書がある場合】

家庭裁判所で検認を受ける必要があるため、遺言書を開封せずに、家庭裁判所へお申出ください。また、法務局に保管されている場合は、法務局へお問い合わせください。



【公正証書遺言書がある場合】

遺言書の内容によって、必要な書類が異なるため、各金融機関にお問い合わせください。

◎ よくある質問

Q. 相続人全員を証明する戸籍とは？

A. 一般的には、亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍（除籍、改製原）謄本を集めたものです。出生から死亡までの戸籍を揃えることで、婚姻、子、養子縁組の有無等が分かる為、誰が法定相続人であるかを示すことができます。

但し、ご遺族の状況によっては、集める戸籍の範囲が広がる場合があります。亡くなられた方の死亡の記載のある戸籍は、死亡届を受理した日より数日間の戸籍審査を経た後に取得できるようになります。

Q. 法定相続情報一覧図の写しとは？

A. 相続人が法務局に必要な書類（亡くなられた方の除票、出生から死亡までの連続した戸籍、相続人の戸籍等、相続関係一覧図等）を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるのかを登記官が証明する制度を「法定相続情報証明制度」といいます。

この制度を利用して発行されるものが「法定相続情報一覧図の写し」です。法定相続情報証明制度の手続きの詳細は、下記の法務局へお問い合わせください。

福岡法務局田川支局 ☎ 0947-44-1426

Q. 印鑑登録証明書とは？

A. 役場に登録された印鑑（実印）であることを証明するものです。

福智町に登録済みの方が、役場の窓口で印鑑登録証明書を取得する場合は、印鑑登録カードの提示が必ず必要です。

※未登録の場合やカードを紛失された場合は、登録申請が必要です。

◎相続税についてのお知らせ

相続税は、亡くなられた方から相続や遺贈によって取得した財産及び相続時精算課税の適用を受けて贈与により取得した財産の価額の合計額（債務などの金額を控除し、相続開始前3年以内の贈与財産の価額を加算します。）が「遺産に係る基礎控除額」を超える場合にその超える部分（課税遺産総額）に対して、課税される税金です。

遺産に係る基礎控除額 = 3,000 万円 + (600 万円 × 法定相続人の数)

相続税が課される場合、財産を取得された方は、亡くなられたことを知った日（通常は亡くなられた日）の翌日から10か月以内に、税務署に申告と納税をする必要があります。

詳しくお知りになりたい方は、次の相談窓口等をご利用ください。

国税庁ホームページ

国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) には、相続税の概要を説明したリーフレットや、相続税の具体的な計算方法、特例の内容、申告書の記載内容など、様々な情報を掲載しています。また、よくある質問を集めた税に関するインターネット上の相談室「タックスアンサー」もご利用いただけます。

電話相談センター（国税局税務相談室）

最寄りの税務署へお電話いただきますと、自動音声によりご案内いたします。

「税金に関する一般的なご質問やご相談（1）」を選択した後、相談内容に応じて番号を選択すると、「電話相談センター」（国税局税務相談室）につながり、職員が相談をお受けします。

税理士情報検索サイト

税に関する相談や申告書の代理作成等の税理士業務は、有償・無償を問わず、税理士、税理士法人以外の者が行うことはできません（注）

税理士等をお探しの方は、日本税理士連合会ホームページ内「税理士情報検索サイト」（<https://www.zeirishikensaku.jp>）で、税理士等の検索が可能となっています。

（注）弁護士（弁護士法人）は、所属弁護士会を経由して国税局長に業務を行う旨を通知することにより、税理士業務を行うことができます。

田川税務署 ☎ 0947-44-0430（自動音声ガイダンス）
税務署の受付時間 8:30～17:00（土日祝、年末年始を除く）